

〈研究ノート〉中世ボローニャ大学における写本挿絵の位置づけ

——研究史を中心に——

黒田 加奈子

はじめに

本稿は、現在論者が取り組んでいる研究テーマ「中世大学交流史から見る国家表象の再検討」の一環のなかで着目する、ボローニャ大学周辺の写本研究について論じるものである。¹⁾

論者は、近年、中世末期のイタリアに成立した観相学理論を論じる同時代テキストの分析から、北部イタリアで同時期に成立した視覚表象の解析の再検討を試みた。テキストでは、医学的な観察や病に対する処方として、身体に対する星々の影響を重要視する医学占星術思想の一系譜である観相学に基づき言説が展開されていることを確認した。すなわち、占星術に関係するイメージ、すなわち黄道十二宮・惑星・惑星の子供たちなどの図像学的形象を作り上げる議論が行われていたことを明らかにした。²⁾

さらに、その観相学理論の反映された、同時代に成立したいくつかの視覚表象の比較分析を行った。とくに、北部イタリアの自治都市パドヴァで成立した市庁舎兼裁判所であった建造物である、パラッツォ・デッラ・ラジョーネの内部装飾に表現された占星術主題図像のいくつかの図像について、再分

析が可能となった。この建造物は、自治都市国家であるパドヴァが作り上げた最初の公共建築物であり、その内部の壁画は、占星術図像学的には、十二世紀ルネサンスの所産としての、中東地域に由来する最新の科学思想である占星術思想を取り入れたものであることが、ヴァールブルク学派を嚆矢とする一連の研究によって明らかとされてきた。³⁾ また拙論では、内部装飾のインヴェンタリーと目される、パドヴァ大学教授であり、医師・占星術師と自称したピエトロ・ダーバノ (Pietro D'Abano : 1250-1318) の思想との関係性を掘り下げている。⁴⁾

観相学テキストとの関連を掘り下げるとは、論者が一貫して目指しているパラッツォ・デッラ・ラジョーネの内部壁画の図像プログラム全体の解釈という視点から鑑みれば、部分的な前進にしか過ぎない。というのも、パラッツォ・デッラ・ラジョーネの壁画は占星術主題に加えて、市庁舎兼裁判所としての性質を色濃く表現すると目される、裁判や自治都市国家コムーネに関する主題を持つ壁画装飾をあわせもつためである。⁵⁾

また、この「観相学」研究では、観相学が北部イタリアにおいて普及した背景としての中世の大学における講義内容や教科書に着目する結果をもたら

した。詳細は後に述べるが、中世大学の祖であるボローニヤ大学と、それに
つづいて開校されたパドヴァ大学の間の、学生、講師はもとより写本職人、
挿絵画家の役割を担う者たちの交流が、大学史や写本装飾の様式論上におい
ても早くから指摘されてきた。しかしながら前述のパラッツォ・デッラ・ラ
ジョーネの壁画装飾というフィールドでは、占星術思想がパドヴァ大学関係
者からもたらされている可能性が考慮されているにもかかわらず、占星術主
題以外の壁画解釈において、パドヴァ大学との関係性が考慮されたことはあ
まりなかったし、ボローニヤ大学との相互の関係性についてもあまり強調さ
れてこなかった。この建造物内部の壁画装飾主題の一部、すなわち裁判所と
いう機能を表象すると考えられる装飾の主題を検討する際に、パドヴァ、ボ
ローニヤ大学周辺で流通する写本挿絵との関係性を再度検討することは必要
となる。

上記の理由から、本稿において、ボローニヤ大学周辺の装飾写本の位置づ
けについて概括することとした。重点を置くのは、パラッツォ・デッラ・ラ
ジョーネのいくつかの具体的な表象、テクスト主題を念頭に置いたうえで、
それらとの影響関係が推定される領域、すなわち法学関連および天文学・占
星術・医学・観相学に関係する装飾写本となるが、本稿では法学関連の装飾
写本についてのみ概観する。

大学の成立と写本の生産状況

ボローニヤ・コムーネにたいして、「Bononia Docta 学都ボローニヤ」と言
及される史料は一一一九年までさかのぼる。⁽⁶⁾ 法学研究の復興はさらに一世紀
をさかのぼるが、ボローニヤにおけるローマ法研究を基礎とした大学機構の
起源はおおよそ十二世紀と捉えられている。その時にはすでに、ローマ法、
教会法両法の専門的研究の地としてのその卓越性は完全に保証されており、
十三世紀の最後の二十年間には、医学生を中心とした学生による、自由学芸
を基礎とする教養諸科の「ユニヴェルシタス」が事実上存在していた。こう
したボローニヤ大学の機構を直接受け継ぐ最古の一つとされるのがパドヴァ
大学だった。一二二二年、ボローニヤより法学を学ぶ学生と教師を中心とし
た集団がパドヴァに移住し、「ストウディウム」を築いたことがパドヴァ大学
の起源とされる。パドヴァへ移動した集団の中には、ボローニヤに存在して
いた医学と教養諸科を学ぶユニヴェルシタスの原型となった者たちも存在し
ていたと考えられる。⁽⁷⁾

両大学の成立状況を見る限りでも、両者の中の人的交流が頻繁となる可能
性が高いことが窺えるが、実際の教授陣の移動があったこと、さらには写本
生産環境が共通していたこと、さらに写本生産に携わる者たちの交流も存在
していたことが明らかにされている。

たとえば、先のパラッツォ・デッラ・ラジョーネのインヴェンターと目さ
れるピエトロ・ダーバノは、両大学で講義を行ったことが史料から明らかに
されている。⁽⁸⁾

大学のカリキュラムは、両大学で多少の異同はあるものの、古代からの伝
統に基づく教養の遺産と、十二世紀ルネサンス以降に流入した新しい知識を

記した書物をもとにして教えられていた。これらの授業で使用される書物を、学生たちは写しを手に入れることによって自身の研さんに役立てた。それが「ペシア(分冊)」とよばれる制度である。大学側は書物の原本を用意し、それを大学が許可を与えた指定写本商(stationarius librorum)に筆者用サンプルを作らせ貸し出しに供した。学生は写本商に金銭を支払い、サンプルの一部分を借り出し、自身あるいは自身が依頼した写字生(scribe)の手によって筆写したのち返却された。この制度により、大学は必要とされる書物の内容を正確に伝達することができた。この制度は、大学が成立したのち、複数の大学で採用された制度であったことが判明している。パドヴァ大学から派生した大学であるヴィルチェッリ大学では、一二二八年の史料にその言及がみられ、これがこの制度に言及する最古の史料とされている。ここから、パドヴァ、ボローニヤでも成立当初あるいは早い段階でこの制度が確立されていたであろうことが推測されている。⁹⁾ ボローニヤ法科大学の一三一七年の大学規約によると、大学側は、全学秘書官(bidellus generalis)とよばれる職務の者が、この原本、原本の貸し出し用サンプル、ペシアの内容および指定写本商を検閲、視察などにより厳正に監督していたことがわかる。¹⁰⁾

また、マリアーニ・カノーヴァ氏の一連の研究では、様式分析から、ボローニヤとパドヴァ間の挿絵画家の移動という関係性が明らかにされている。たとえば、パドヴァのドウオーモで制作された聖歌集の挿絵画家が、一三二八年ボローニヤの織物商ギルド登録簿のそれと一致すること、また彼がスクロヴェーニ礼拝堂のジョットの壁画に影響を受けたことを明らかにした。¹¹⁾ また、聖アントニウス教会の聖歌集の挿絵画家として記録の残る十四世紀パド

ヴァの挿絵画家は、多くがボローニヤ出身、あるいはボローニヤ人であることも明らかにされている。¹²⁾

中世法学写本の図像学

以上を踏まえたうえで、市民法、教会法の写本挿絵にみられる図像学的研究の現況を概観したい。ただし、法学写本装飾群の先行研究の分野は非常に広大かつ微細にいきわたっているため、先に述べた視点で現在把握しているものを概略するにとどめたい。

ボローニヤ大学の発生とともにある法学研究の隆盛はその写本の数も増大させた。ヨーロッパ中の博物館・文書館・図書館には多くの写本が存在するが、法学図像学という観点ではおおよそ全体像が見渡せているといわれている。¹³⁾ ランゲルによると、法学図像学全体のフレームワークは、一九七五年に出版されたメルニカスによる、グラティアヌス(Gratianus : c. 1156)の『法令集 Decretum』の写本群における挿絵装飾集成を超えるものは存在していない。¹⁴⁾ 法学関係の写本研究はもはや「不毛の地」だと評するものもある。¹⁵⁾ しかしながら近年の研究では、現存するペシアを含め、様式論および書誌学の観点からより詳細な写本研究へと深化している。ランゲルの博士論文は、その傾向を引き継ぎ、一二五〇-一三五〇年代のボローニヤで制作されたおおよそ二五〇の法学写本、およびその挿絵画家を総覧したものである。¹⁶⁾ 法学写本に限らず、ボローニヤの装飾挿絵研究は、コンティによる基礎研

究を嚆矢とし、様式からの作者同定、工房の特定とその活動実態を明らかにすること、先に見たような都市、地域間の影響関係をより詳細に特定していくこと、さらに写本挿図の与えた、美術作品への影響関係を検討することへと深化した。¹⁶⁾メデイカの一連の研究はその一翼を精力的に担うものである。¹⁷⁾

さらに、法学図像学の分野で注目される研究として、ギブスのものがある。彼の研究の一例では、この時代のポローニャで制作された法学写本群の挿絵に特有の様式を詳細に分類することを成し遂げている。¹⁸⁾また、ランゲルとギブスによる、フィッツウィリアム・ミュージアムの法学写本群の企画展は、法学写本群に図像学と書誌学的な観点を合わせて焦点を当て、法学図像学という分野を一般に向けて紹介する初の試みだった。¹⁹⁾

また、写本挿絵様式の他の美術作品への影響の大きさを正確にとらえている点も注目する点である。二〇〇七年に発表した論考では、シエナのパラッツォ・プツブリコにあるアンブロージョ・ロレンツェッティ(Ambrogio Lorenzetti:1290-1348)による壁画《善政の寓意》(1338-39)のうちのコムーネの擬人像と「正義」の擬人像【図1】の図像学的形式伝播の一つの要因として、法学写本にみられる玉座に座るキリスト／聖職者／ユステイニアヌス帝の形式を上げている【図2】。自治都市国家コムーネの擬人像は、同時代の他の自治都市国家にも同様の主題を表現する視覚表象は数多く存在する。先に述べた公共建築であるパラッツォ・デッラ・ラジョーネの壁画の一部にも存在している。この主題の波及には、ダンテなどの文学的源泉に加え、フィレンツェ共和国のかつての市庁舎であったパラッツォ・ドゥカーレに描かれていたとヴァザリが記す、ジョットの手による「脅かされたコムーネ」の擬人像

にはじまり、ジョットに影響を受けたのちの世代、すなわちジョッテスキの活動範囲の拡大によるところが大きいことは、モルブルゴ以来論じられている。²⁰⁾しかしながら、フィレンツェから各都市へと波及する、具体的な図像の流通経路については総体的に検証されているとは言いがたかった。ギブスは、その経路の一つとして法学写本群の存在を様式から示唆した。ポローニャ、パドヴァに存在するジョットに影響を受けたと特定される装飾写本挿絵は多数挙げられているが、国家の擬人像波及経路と写本伝播のあり方を総体で結びつけた研究はこれまで存在しなかった。

まとめにかえて

以上、法学図像学の現況について、現在着手したのみを概観した。先行研究を網羅することは、時間のかかる作業になることと予想されるが、先行研究をもとにいくつかの写本や絵画に焦点を当ててゆく作業を行っていくこととする。

論者は最終的に、各都市の国家擬人像についての考察を行うつもりであるが、各都市の自己表象についての個別研究においては、たとえば二〇一三年にフィレンツェのアカデミア美術館で行われた企画展において示された、市民芸術と国家の自己表象の関係性について再考する姿勢もこれから比較検討の材料となるだろう。²¹⁾

注

- (1) 本論は学術研究助成基金助成金若手研究 (B)「中世大学交流史から見る国家表象の再検討」による研究成果の中間報告を概括するものとなる。
- (2) 学術研究助成基金助成金若手研究 (B) (平成二三年度～二五年度)「中世イタリア観相学思想に基づく視覚表象文化の再検討」(研究課題番号二三七二〇〇六九)。成果は拙論「中世ヨーロッパの観相学研究―北部イタリアの視覚表象解釈のための覚書」上村清雄編『空間と表象』(千葉大学大学院人文社会科学科学研究プロジェクト報告書 第二五九集)、二〇一三年、一七一―二九頁。同「中世ヨーロッパの観相学研究 (二)―二つの『観相学の書』について―」上村清雄編『歴史と表象』(千葉大学大学院人文社会科学科学研究プロジェクト報告書 第二二七九集)、一―一二頁を参照。
- (3) とくに Saxl, Fritz, *Verzeichnis astrologischer und mythologischer illustrierter Handschriften des lateinischen Mittelalters in römischen Bibliotheken*, vol.2 Heidelberg, 1927, pp.49-68. Federici Vescovini, Graziella, "Pietro d'Abano e gli affreschi astrologici del Palazzo della Ragione di Padova", *Labyrinthos*, 9(1986), pp.50-75.
- (4) 拙論『バドヴァ・コムネのパラッツォ・デッラ・ラジオーネの壁面装飾研究―中世末期イタリア都市国家の公共建築空間の装飾に見る国家像―』(千葉大学大学院人文社会科学学位請求論文)、二〇〇九年三月。
- (5) 後述する本文を参照せよ。
- (6) *Doctus suas secum duxit Bomania leges*… 学都ボローニヤが、コモ Como の占領に際して、その法律をもたらすことをうたった作者不詳の詩の一説(一一一九年)。Rashdall, H., *The Universities of Europe in the Middle Ages*, 2 vols. in 3, Oxford, 1895, rev. ed. 3 vols., Oxford, 1936 (横尾壮英訳『大学の起源』(上)(中)(下) 東洋館出版社、一九六六―一九六八)(上) 一二二頁。
- (7) 現在の「大学 university」と言う概念に最も近い言葉として用いられていたのは「ストウディウム・ゲネラーレ studium generale」という語であり、大学史において現在の大学の起源とされているものも「ストウディウム・ゲネラーレ」である。
「ストウディウム studium」は中世の著述家達にとって、より高い教養を十分に学ぶための中心地を意味する抽象的な通常の用語であり、必ずしも特定の学術団体や組織を指すものではなかった。元来、studium generale の基本的な意味は「全ての自分の学生を受け入れる場」を示す語であった。さらに、「高等教育の場で、高等の諸学科(神学、法学、医学)の少なくとも一つが教えられていること」「そうした学科が複数の教師によって教えられている場であること」という意味も含んでいた。十三世紀初頭にはまだ一般化した用語ではなかったが、法律用語などではなく全く民間的な用語であった。その呼称は慣習によって使用され、十三世紀初頭には神学、教養諸科で有名だったパリ、医学のサレルノ、法学のボローニヤが特にその名で呼ばれることが多かった。

ラッシュドール前掲書 (上) 三九—四六頁。パドヴァ大学の場合、ボローニャから移動した直後はストゥウェイウムと呼称される場合が多かったが、一三四六年のクレメンス六世 (Clemens VI 在 1342-52) の大勅書において「ストゥウェイウム・ゲネラーレ」とされて以降、後者のほうが一般的な名称となった。

また「ウニヴェルシタス *universitas*」は元来、保護者のない留学生たちが集まってお互いを援助しあうために作ったギルド的集団、グループ全般をさす。 *university* はネイション *nation* (国民団・同地方出身の学生たちが集まって作った団体) で構成され、組合長 *rector* (*rector* はボローニャでは元来、学生組合長のこと) 今日のいわば学生自治委員長のようなものであった) によって統括されていた。 Straisi, Nancy G., *Arts and Sciences at Padua. The Studium of Padua before 1350*, Trento : Pontifical Institute of Medieval Studies, 1973 (Pontifical Institute of Medieval Studies studies and text 25) pp. 25-27. やつに「ボローニャ大学」パドヴァ大学の成立状況については、児玉善仁『イタリアの中世大学：その成立と変容』名古屋大学出版会、二〇〇七年。

- (8) 一三〇五年に占星術を講義した記録が残る。大学に關係する史料群から講義記録のある学者を抽出した Fabrizio, Bonoli e Piliaru, Daniela, *I lettori di astronomia presso lo Studio di Bologna dal XII al XX secolo*. Musei e Archivi dello Studio bolognese 7, Bologna : CLUEB, 2001, p.57 以下
 “lettori di Astrologia” (占星術の講師) について。

- (9) Pollard, Graham, “The peccia system in the medieval universities,” in Parkes &

Watson, editors, *Medieval Scribes, Manuscripts & Libraries. Essays Presented to N.R. Ker*, London : Scholar Press, 1978, pp. 145-161.

- (10) 児玉前掲書、九一—九三頁。

- (11) Mariani Canova, Giordana, *La miniatura degli Ordini Mendicanti nell’Arco Adriatico all’inizio del Trecento*, in *Arte e spiritualità negli Ordini Mendicanti*.

Gli Agostiniani e il Cappellone di S. Nicola a Tolentino, a cura del Centro Studi “Agostino Trapè”, atti del convegno (Tolentino, 1991), Tolentino : Argos, 1992, pp. 165-184.

- (12) Dal Santo, Veronica, *Miniature e “Scriptores” presenti a Padova* *Notizie d’archivio edite ed inedite (Secoli XII-XVI)*, in Mariani Canova, Giordana, a cura di, *La miniatura a Padova: dal Medioevo al Settecento*, Modena : Franco Cosimo Panini, 1999, pp.573-588.

- (13) L’Engle, Susan, *The illumination of legal manuscripts in Bologna, 1250-1350 production and iconography*, diss. Ph.D. of New York University, 2000, p.2.

- (14) *ibid.*, p.1; 1140年頃、ボローニャ大学の教会法の標準的教科書となった書物。 Melnikas, Anthony, *The corpus of the miniatures in the manuscripts of*

Decretum Gratiani, (Studia gratiana XVI-XVIII), Roma : Studia gratiana, 1975.

- (15) Carl Nordenfalk, “Review of A. Melnikas, *The Corpus of the Miniatures in the Manuscripts of the Decretum Gratiani*”, in *Zeitschrift für Kunstgeschichte*, 43(1980), pp.318-327, p.318.

- (16) Conti, Alessandro, *La miniatura bolognese. Scuole e botteghe 1270-1340*, Bologna : Alfa, 1981 ; Flores D’Arcais, Francesca, “L’organizzazione del

lavoro negli scriptoria laici del primo Trecento a Bologna”, in *La miniatura*

七六一—八〇頁。

italiana in età romanica e gotica. Atti del I Congresso di storia della miniatura italiana. Cortona, 26-28 maggio 1978, Firenze : L. S. Olschki, 1979, pp. 357-369

(21) D. Parenti M. M. Donato, *Dal Giglio al David. Arte civica a Firenze, fra Medioevo e Rinascimento*, Catalogo della mostra (Firenze, 14 maggio-8 dicembre 2013), Firenze: Giunti Editore, 2013. なまゆの比較検討をめぐって行われた「なまゆ」の図像学的な影響関係、上記の「フランシスコ・ビニャ・ラジューネ」の装飾の一部の解説にもつながる。

(17) Medica, Massimo, “La miniatura a Bologna”, in *La miniatura in Italia I. Dal tardoantico al Trecento con riferimenti al Medio Oriente e all’Occidente*, Roma, 2005, pp.177-193 ; eg. ---, *Haec sunt Statuta. Le corporazioni medievali nelle miniature bolognesi*, cat della mostra a cura di M.Medica, Modena : Fondazione Cassa di Risparmio di Vignola, 1999.

【図版出典】

(18) Gibbs, Robert, *The Development of the Illustration of Legal Manuscripts by Bolognese Illuminators between 1250 and 1298*. In Colli, V. (ed.) *Juristische Buchproduktion im Mittelalter*, Frankfurt am Main: V. Klostermann, 2002, pp. 173-218.

【図1】 https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Ambrogio_Lorenzetti_-_Allegory_of_Good_Government_-_Google_Art_Project.jpg (110116年11月1日取得)

(19) Gibbs, Robert, and L’Engle, Susan, *Illuminating the law : legal manuscripts in Cambridge collections*, London: Harvey Miller, 2001.

【図2】 Gibbs, Robert, and L’Engle, Susan, *Illuminating the law : legal manuscripts in Cambridge collections*, London: Harvey Miller, 2001. p.132, Pl.5k.

(20) Gibbs, Robert, “Sober as a judge: the influence of Bolognese law manuscripts on Ambrogio Lorenzetti’s allegory of justice in the Good Commune”, in Lowden, J. and Bovey, A. (eds.), *Under the Influence: The Concept of Influence and the Study of Illuminated Manuscripts*, Turnhout, Belgium: Brepols, pp. 121-138.

(千葉大学大学院人文社会科学科特別研究員)

(21) Morpurgo, S., *Un affresco perduto di Giotto nel Palazzo del Podestà di Firenze*, Firenze, Stab. Tip. G. Carnesecchi e Figli, 1897. 拙論前掲書1100—9年